

納言、隆望、末左中將基辰朝臣、奉行藏人頭右中將隆建朝臣、今夜設假屋於本末座、被備雨儀、是賓曆十一年例云、

〔續史愚抄後桃園〕安永八年十月廿二日壬申、自今夜三箇夜、被行内侍所御神樂、依_{嘉吉}御例_也、拍子本持明院前宰相宗時、末左中將俊資朝臣、付歌源一位、重瀬已下上達部殿上人等十八人參仕、奉行藏人頭右中將忠尹朝臣、廿三日癸酉、神樂第二夜、廿四日甲戌、神樂第三夜、拍子夜々同、

〔均光卿記〕寛政六年七月六日辛卯、閑院一品典仁親王○天皇光自去年御違例之所、今日殊外云々、今日於内侍所有千反樂、云云常樂爲一品宮御違例云々、

〔均光卿記〕寛政七年十一月二十八日、今日於内侍所奏五常樂千反、依女院恭禮門院日頃御違例御祈禱也、

〔中外新聞〕歎願書○會津藩

重臣上書

謹而言上仕候、老寡君容保主保科○會津藩儀、去る戊年久ニ京師守護職命せられ、略中圖らずも先帝明○孝不限の寵愛を蒙り、御賞譽の宸翰を下し賜はり、其外度々御宸筆被下置恩賜の品々も幾度となく拜戴仕候、元來容保儀、誠實一心に勵精いたし、毛髮も私意無御座候に付、先朝以來、格別の御依頼を蒙り、大病の折は、勿體なくも至尊の御身を以て、内侍所に於て御祈禱被遊下、君臣水魚の情態、宸翰の表にも御顯はし被下、當朝にても、先帝以來、歡慮遵奉、守護職掌相勤候譯を以て、推任前後、天恩の有り難き、主從感戴泣謝罷在候_略下

〔増鏡四〕その年元正元の八月廿八日、春宮山龜十一にて御元服し給ふ、御諱恒仁ときこの世中にやうくほのめき聞ゆる事あれば、御門深草_後はあかず心ぼそうおぼされて、よゐのまのしづかなる御物がたりのつひでに、内侍所の御はいの數をかぞへられければ、五千七十四日なりけるをうけたまはりて、辨の内侍、